

「医療費のお知らせ」をご活用ください!

当健保組合のホームページから医療費や健保からの給付金、ジェネリック医薬品を使った際の差額がわかります。ぜひご利用ください。

■ Web版「医療費のお知らせ」組合員専用Webサイト
<https://web.kenpo.gr.jp/mol-kenpo/>



▶スマートフォン用2次元コード

《【商船三井健康保険組合】Web版「医療費のお知らせ」利用者画面》

●ログイン画面です

「医療費の確認(当月)」

●登録された当月分の「医療費のお知らせ」を表示します

給付金明細が存在する場合は「給付金明細」ボタンを表示します。



保険証に記載の情報で認証します。

記号：保険証の記号

番号：保険証の番号

パスワード：初期値＝発行通番

初期値にてログイン後、任意のパスワード(8桁～20桁の英数字)に変更をお願いします。

▶▶ ジェネリックに変更…そのメリット ◀◀

こんなに安くなる、メタボと関連のある薬

新薬の特許期間が切れた後に販売されるジェネリック医薬品は、薬価改定のたびに、市場調査で調べた実際の価格にあわせて、価格が下げられていきます。コスト割れしないように最低価格は新薬の2割と決められています。



ジェネリックで安くなる! メタボのケース

特定健診で抽出されるメタボリックシンドロームは生活習慣病を引き起こす大きな要因となっています。生活習慣病の改善には長期的な薬の服用が必要となる場合が多く、薬代も高額になります。積極的なジェネリック医薬品の活用で、薬代を安くすることができます。

●糖尿病の薬(1日1回、1年間服用した場合の一例)

	薬価×日数	自己負担額
新薬	1日分13.6円×365日=4,964円	1,489円
ジェネリック	1日分5.9円×365日=2,153円	645円
56.7%減 844円おトク!		

●高血圧の薬(1日1回、1年間服用した場合の一例)

	薬価×日数	自己負担額
新薬	1日分38.0円×365日=13,870円	4,161円
ジェネリック	1日分15.2円×365日=5,548円	1,664円
60.0%減 2,497円おトク!		

●脂質異常症の薬(1日1回、1年間服用した場合の一例)

	薬価×日数	自己負担額
新薬	1日分61.4円×365日=22,411円	6,723円
ジェネリック	1日分16.8円×365日=6,132円	1,839円
72.6%減 4,884円おトク!		

※自己負担額は薬価の3割

(出典：かんじゃさんの薬箱 2020年12月)

ご家族が就職や結婚をされたときは 扶養除外の手続きと保険証の返却を 忘れずにお願いします

▶ 届け出の遅れは健保財政を圧迫します ◀

被扶養者となっているご家族が、就職や結婚などで新たな健康保険に加入したときなど、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。「被扶養者(異動)届」に保険証を添えて、すみやかに事業所へ届け出てください。届け出の遅れは、健保組合の財政を圧迫します。ご理解とご協力をお願いいたします。

● こんなときは被扶養者ではなくなります ●

○ 就職や結婚などで 他の健康保険に加入したとき

- 被扶養者が就職して、勤め先の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入した。
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になった。

○ アルバイトやパートなどの 年収が基準額を超えたとき

《被扶養者の収入基準》

● 被保険者と同居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満の方。

● 被保険者と別居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ被保険者からの援助額を下回っている方。

○ 亡くなったとき、別居したとき

- 同居していなければ被扶養者になれない親族が別居した。
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りが無い。

*被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟、姉妹以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。

○ 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめた。
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなった。

○ 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

○ 国内に居住しなくなったとき

- ただし、海外への留学、ワーキングホリデー、青年海外協力隊、被保険者の海外赴任への同行などは例外として認められます。

▶ 届け出は5日以内に お願いします

前記のような異動が発生した場合、5日以内に「被扶養者(異動)届」に保険証を添えて、事業所の担当者に届け出てください。

